

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	<p>只今より、第270回総会を開会いたします。</p> <p>本日、会長が不在ですので、会長代理の私が進行させていただきます。本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には久米地区の戒能豊和委員と、東中島地区の松村委員のお二人をお願いいたします。また、地元説明のため正岡地区の徳永茂行推進委員に御出席を願っています。よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号までの11件の議案が提出されております。それでは、議案第1号～第3号までを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。令和7年12月23日～令和8年1月27日までに専決処理した案件は第1号議案の4条届出が5件、第2号議案の5条届出が15件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>引き続き、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>第3号議案全てが関連する案件でございますので、1番～3番までを一括して御説明いたします。</p> <p>本件は、中間管理機構を通じ、令和元年12月11日に設定された賃借権でございます。本件は、農地中間管理機構関連農地整備事業の一時利用地指定の手続きに必要であるため、合意解約が成立したもので、離作補償はないとしております。また、解約後は別の借り手が耕作するとしており、後ほど、第7号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」において御審議いただくこととなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

<p>池田友邦会長代理</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第4号を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>山岡美明副主幹</p>	<p>それでは、議案内容を御説明いたします。お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件4件を、一括にて御説明いたします。</p> <p>5ページの1番、2番、6ページの9番、11番の譲受人は新規農業者です。 この度、申請地を取得若しくは借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、その他の案件を御説明します。</p> <p>3番、譲受人は農地約24アールを耕作する法人でございます。 この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。譲受人は、本来、農地の権利を取得できない、農地所有適格法人以外の法人ですが、本申請が使用貸借権の取得であることに加え、農地を適正に利用していないと認められる場合に、契約を解除する旨の記載のある契約書の写しが提出されています。また地域との役割分担の状況や役員の常時従事の見込みなどからも、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約1アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、農地約991アールを耕作する農地所有適格法人でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>6番、譲受人は、農地約19アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約252アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、農地約155アールを耕作する農家でございます。</p>

	<p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>9番は、新規農業の案件です。</p> <p>10番、譲受人は、農地約172アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>11番は、新規農業の案件です。</p> <p>12番、譲受人は、農地約17アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>13番、譲受人は、農地約208アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>14番、譲受人は、農地約85アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>新規農業の案件は4件で、1番、2番、9番、11番であります。</p> <p>1番は、所在地が五明地区であります。吉岡委員から説明をお願いします。</p>
吉岡幸二委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は浮穴地区にお住まいで、この度、五明地区の農地を売買により取得し、新規に農業経営を始めるものです。申請人は自宅に隣接する家庭菜園で様々な果樹や野菜の栽培に携わっており、地区審査においても、既に農作物の栽培技術が確立されていたことから、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>2番は、所在地が湯山地区でありますので、柴田委員から説明をお願いします。</p>
柴田常則委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は約10年前に現住所に移り住</p>

	<p>み、今回申請地で所有者の農作業の手伝いを行っていましたが、所有者自身が労力不足により維持管理が困難なことから、この度、農地を売買により譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。申請人は地区審査においても、農業に対する意欲や地域の担い手として活躍も期待できることから、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
池田友邦会長代理	<p>9番は、所在地が久枝地区でありますので、木本委員から説明をお願いします。</p>
木本健郎委員	<p>地元地区審査を行った久枝地区の野本推進委員より、地元説明の委任を受けましたので、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、久枝地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。妻の実家で指導を受けて農作業を経験して、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
池田友邦会長代理	<p>11番は、所在地が正岡地区でありますので、徳永茂行推進委員から説明をお願いします。</p>
徳永茂行推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、正岡地区の本申請地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。NPO法人での農作業経験があり、えひめ中央農協にも既に参加しています。申請地近くの倉庫に農機具を保管しているとのことで、通作にも問題ありません。また、農業に対する意欲も十分見受けられたことから、地元としては、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>池田友邦会長代理</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>山岡美明副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、農機具を保管するスペースがなく、住居から離れた場所に保管しており、経営規模拡大の支障となっています。そこで、申請地に自己用住宅を建築したいと申請に及んだもので、都市計画上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適する農地であることから、甲種農地と判断されますが、例外許可事由の集落接続に該当し、許可やむを得ないものと思料します。なお、本申請地は、優良農地の案件ですので、今月27日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約191アールを耕作する農業者です。本申請地は農用地区域内ですが、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発電設備を、既に開設し利用しています。当初、平成26年3月28日付にて、3年間の一時転用として農地法第5条の許可を受け、平成29年3月2日付にて、更に3年間継続するための許可を受けております。その後、令和元年1月11日付にて、農地法第3条の許可を得て農地の所有権を申請者に変更し、令和2年5月8日付、令和5年3月9日付にて農地法第4条の許可を受け現在に至ります。最終の許可日から3年が経過することから、引き続き事業を継続するため、再度許可申請に及んだもので、地域計画に係る協議の場においても、農用地の利用集積、農用地の集団化、その他地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない旨の確認ができています。パネル下部には引き続きシキミが植栽され、特段の支障もなく生育しています。また、本申請地は、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今月27日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>

池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分ではありますが、1番、2番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。次に、議案第6号を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、小野地区に本店を置き、土木建設工事業等を行う法人です。現在業績も好調で、支店を東京や大阪などに開設し、営業エリアを拡大しています。各支店への移動時間短縮や業務の効率化を図るため、ヘリコプターによる事業展開を開始し、本社敷地内にあった露天駐車場及び露天資材置場をヘリポートに変更しました。そのため、資材や車両・機械を保管する場所が不足している状況です。そこで、本申請地を露天資材置場・露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、伊予鉄道梅本駅から、概ね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。</p> <p>なお、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>2番は本人保留となりました。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>1番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が小野地区でありますので、和田委員から説明をお願いします。</p>
和田淳一委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は小野地区に本社を置き、土木建設工事、廃棄物処理、不動産業等を中心に事業を行う法人で、近年は東京、大</p>

	<p>阪、名古屋、九州に支店等を開設し、営業エリアの拡大が図られております。この度、エリア拡大に伴い各支店への移動時間の短縮、業務の効率化を図るため、本社敷地内にヘリポートを確保し、ヘリコプターを活用した事業展開を開始しましたが、ヘリポートを確保したことで、大型重機やトレーラー、コンテナなどを管理保管しておく場所が手狭になったことから、この度、本申請地を露天駐車場・露天資材置場として転用申請に及んだものです。地元土地改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号を議題といたします。御審議をいただく前に、お願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままでは結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
菊原勇作主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。</p> <p>まず、10ページからの権利設定に関するものが10件、次に13ページからの所有権移転に関するものが5件ございます。</p> <p>10ページ1番の譲受人は69アールを耕作する農業法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

2番の譲受人は約790アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

3番の譲受人は、71アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。なお、本案件は備考欄記載のとおり、地域計画区域外のものであります。そのため、本総会で承認され、意見を返した後、別に農地中間管理機構が関係者の意見を求めた上で貸借権が設定されるものになります。

4番、6番の譲受人は、516アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

5番の譲受人は、20アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

11ページ7番の譲受人は、44アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

8番の譲受人は、38アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

9番の譲受人は、以前から譲渡人と農業を営む認定農業者で、耕作面積はありません。地域計画においても、地域の農業を担う者として位置づけられている者であることから、中間管理事業法による利用権設定を利用できるため、今回、使用貸借権を設定し、経営強化をするとしています。

10番の譲受人は、227アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

13ページからは所有権移転になります。

11番の譲受人は約9アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

12番の譲受人は、約7アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

13番、14番の譲受人は、約143アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

15番の譲受人は、約232アールを耕作する農業者で、樹園地及び畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。

貸借権等の権利の開始は令和8年4月1日の予定です。

また、所有権移転の移転時期は令和8年3月31日の予定です。

池田友邦会長代理	<p>所有権移転は売り手から農地中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようなとなっております。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
菊原勇作主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

池田友邦会長代理	<p>事務局からの説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和7年12月23日～令和8年1月27日までに、専決処理した案件は31件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局からの説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号を議題とします。御審議の前に運用についてお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
菊原勇作主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>非農地判断の運用については、令和5年7月31日の委員研修会では、委員3名以上で現地調査を行う旨を御説明していますが、これは農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、総会に諮らずに非農地判断を迅速化する場合に必要な委員の数となります。</p>

	<p>本日御審議を予定している案件のように、市街地や離島等で地区の委員が少ない場合は、3名の委員を確保することが困難ですので、非農地判断の現地調査の委員については、原則3名以上で行うものと運用を変更させていただきたいと思います。</p> <p>なお、この場合でも、農地法の運用通知に基づき、総会で非農地判断を行うことが可能であることを申し添えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>運用について異議なしと認め、承認することとします。それでは議案について事務局の説明を求めます。</p>
菊原勇作主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日、御審議いただく案件は、1件でございます。</p> <p>1番は味生地区となっております。私から状況を説明した後、地元委員から補足説明をいただき、農地に該当するか否かについて御審議をお願いします。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査により、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。それでは説明を始めます。</p> <p>1番は令和8年1月16日に土地所有者から農業委員会事務局に、非農地判断を依頼してきたものです。現地調査については、令和8年1月28日に所在地である味生地区の関谷推進委員、新浜地区の森委員に申請者の代理人と事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。今回は委員2名での現地調査ですので、先ほど御承認いただきました農地法の運用通知に基づく審査となります。</p> <p>2ページは対象地を記載した位置図です。</p> <p>3ページは、登記簿の写しです。</p>

	<p>4 ページは、公図の写しです。</p> <p>5～9 ページは、写真撮影方向、対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>1 番は、所在地が味生地区であります。森委員から説明をお願いします。</p>
森 一 成 委 員	<p>それでは、御説明します。</p> <p>令和 8 年 1 月 28 日に、私と味生地区の関谷治夫推進委員と、申請者の代理人と事務局職員とで現地調査を行いました。申請地は味生地区の別府町 679 番です。申請地は、弁天山の北斜面にあり、申請者が昭和 42 年に贈与により取得し、季節野菜や花を栽培していました。</p> <p>しかし、平成 13 年頃に申請者が体調不良となり、十分な労力を確保できなくなったことから、耕作放棄地となり雑木が繁茂し始めました。さらに近隣地からタケノコの採れない細いメダケも侵入し、現在は立入りすら困難となっています。</p> <p>そのため、農地として復元することは、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>次に、議案第 11 号を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>菊原 勇作 主査</p>	<p>それでは、御説明します。</p> <p>地域計画における目標地図の案は農業委員会が作成することとされております。昨年度は43地区の案を作成し市に提出したところ、そのうち42地区について地域計画として市が公告するに至りました。</p> <p>今年度も目標地図の案の作成について市から依頼が来ていますので、既存の43地区の案のブラッシュアップを進めるとともに、地元からの要請に基づき市が協議の場を設定した、北吉田地区、土居地区で新たに目標地図の案を作成いたしました。議案書に記載の地区名は市が定めた地域計画の名称となっておりますので、農業委員会の地区名とは異なっております。なお、目標地図の案を作成していない地区については、地域の意向があれば、市が協議の場を設けるとのことですので、引き続き市に協力していきます。</p> <p>皆様のお手元には、今回新たに作成しました土居地区の目標地図の案と、御担当地区の目標地図もお配りしています。目標地図とは地区内の農地ごとに、10年後に耕作を予定している方を色で示したものです。色が塗られていない農地は、耕作者が協議の場に参加しなかった等の理由で、10年後の耕作者が未定のものです。実際の目標地図は農業委員会サポートシステム上で作成しているため自由に拡大や縮小をすることができます。また、市への提出はシステム上での提出となります。</p> <p>今後のスケジュールですが、2月20日頃に市が農協等の関係機関に1週間程度の期間を決めて、意見聴取を行います。その後、再度農業委員会へ意見聴取があり、今回の目標地図に変更がなければ、事務処理の迅速化を図るため専決処理とし、直近の総会で専決処理報告させていただきます。3月10日頃からホームページ上で2週間程度縦覧を行い、3月末頃に公告を行い、完了予定と聞いています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>池田友邦会長代理</p>	<p>以上で説明が終わりました。本件について目標地図の案を市へ提出することと意見回答の専決処理について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>池田友邦会長代理</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め了承にいたします。</p>

<p>菊原 勇作 主査</p>	<p>これにて、本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p> <p>私から、連絡事項がございます。</p> <p>1 点目、先般開催されました委員研修会に御参加いただきありがとうございました。研修資料等を参考に今後の委員会活動に活かしていただければと思います。</p> <p>2 点目は、視察の受入れです。令和 8 年 2 月 18 日に岡山県里庄町農業委員会が視察に来られます。今年度農業委員会が実施している「農地再生チャレンジ支援事業について」話を聞きたいとの申出でした。当日は役員と事務局で対応いたしますので、周知させていただきます。</p> <p>最後に、次回の総会の日程です。</p> <p>通常総会となります第 271 回総会は、令和 8 年 3 月 10 日 火曜日 午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>連絡事項は以上です。</p>
<p>渡部 純三 局長</p>	<p>以上をもちまして、本日の第 270 回総会を閉会します。 御起立を願います。礼。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 02 分閉会</p>

議事の正確を期するため署名する。

令和8年2月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人